

新型コロナウイルス感染予防のための利用方法について（お知らせ）【令和5年3月13日～】

新型コロナウイルス感染予防のための施設の利用については、次の事項を守りご利用ください。

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること。
 - 利用する7日前から現在までに、平熱を超える発熱や、咳・咽頭痛などの症状があった場合。また、倦怠感や息苦しさ、味覚や嗅覚の異常及び、体が重く感じる、疲れやすい等、体調がよくない場合。
 - 利用前5日間において、新型コロナウイルス感染症陽性者とされた方との濃厚接触がある場合。また、同居家族や身近な知人に感染を疑われる方がいる場合。
 - 政府が定める所定期間内に、入国制限や入国後の観察期間を必要とされる国や地域等からの入国者との濃厚接触がある場合。
 - 利用者等のマスク着用については、個人の主体的な判断を尊重することを基本とする。
但し、次の場合にはマスクの着用を求める。
 - 重症化リスクの高い人が利用するなどの客層、施設内の環境、感染状況等を踏まえ感染リスクが高いと見込まれる場合。
 - 感染対策の上で、より効果的な対策を講じる必要があると判断した場合。
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から周囲の人となるべく距離（2m以上を目安）を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
運動強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること。
 - 利用人数の上限は、収容定員100%以内とする。但し、大声での声援等がある場合や施設管理者が求める感染防止対策が図られない場合は収容定員の50%を上限人数とする。
 - 各種大会、練習試合、イベント等について 掲示
 - 競技については、上部団体及び各競技協会のガイドラインに従い実施すること。
 - 大会、イベント等、または団体での利用の場合は、利用する責任者において、感染予防対策（利用者情報の把握、消毒等）を行うこと。
 - イベント等※では主催者が、チェックリストを作成・HP等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。（クラスター発生等、問題が発生した場合にはイベント結果報告フォームの作成・提出などの求めに応じること。）
- ※ イベント等とは、催し物や行事、興行など、不特定多数の参加者が想定されるもの。参加者を限定する大会やサークル活動、事前予約により参加者が特定されるものは該当しない。
- 利用終了時間の5分前までに、利用した施設の備品等の消毒や清掃を済ませ、退出すること。
 - 新型コロナウイルス感染防止のため、施設管理者が定める利用制限等の指示に従うこと。

ご利用の際には、何かとご不便をお掛けしますがご了承いただきますようお願いいたします。